

弥生町一～四丁目地域のまちづくりについて

1. 弥生町一～四丁目地域まちづくりへの取組み

- ・弥生町一～四丁目地域は、東京都の防災都市づくり推進計画の重点整備地域に位置づけられ、災害時の延焼、消防活動、避難など、防災性の向上を図ることが緊急の課題となっていることから、区として地域の防災まちづくりに取り組むこととした。
- ・防災まちづくりの取り組みに向けて、区の考えを地域住民にお知らせするため「弥生町一～四丁目地域防災まちづくり説明会」を以下のとおり開催する。

開催日時等：平成24年5月10日（木）南中野区民活動センター 午後6時30分～

平成24年5月11日（金）弥生区民活動センター 午後6時30分～

2. 弥生町三丁目周辺地区まちづくりへの取組み

- ・弥生町一～四丁目地域のまちづくりと並行して、特に同地域の中で最も不燃領域率が低く、国の重点密集市街地に位置づけられる弥生町三丁目周辺地区について、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトの不燃化特区制度を活用したモデル地区として先行して取組みを進める。
- ・地域住民と一緒に検討を進めるため、弥生町三丁目周辺地区まちづくりの会を本年4月に立ち上げた。

区域図



3. UR都市機構との協定締結

- ・弥生町一～四丁目地域における安心で安全なまちづくりの推進に向けて、区と独立行政法人都市再生機構は相互協力に関する協定を本年3月16日に締結した。（協定の内容は別添のとおり。）

4. 今後の予定

平成24年度	整備計画作成に向けての現況調査等の実施
平成24年4月27日	第1回 弥生町三丁目周辺地区まちづくりの会開催
平成24年5月10, 11日	弥生町一～四丁目地域防災まちづくり説明会の開催
平成24年6月	木密地域不燃化10年プロジェクト先行実施地区に応募

弥生町地域におけるまちづくりの推進に関する協定書

中野区（以下「甲」という。）と、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年六月二十日法律第百号）に基づき社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じて都市の再生を図ること等を目的とする独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、甲乙間における「まちづくり推進のための連携協力に関する覚書」（平成二十年五月二十二日交換）を踏まえ、東京都防災都市づくり推進計画の重点整備地域に位置づけられている、弥生町一丁目から弥生町四丁目（以下「弥生町地域」という。）における、安心して安全なまちづくりの推進に関する事項について、以下の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、甲が取り組む弥生町地域におけるまちづくりを推進するため、甲及び乙が相互に協力し、それぞれの役割とその他必要な事項を定めることを目的とする。

（対象地域）

第2条 本協定の対象とする地域は、別図に示すとおりとする。なお、国の重点密集市街地に位置づけられているとともに、都営川島町アパート跡地（以下「跡地」という。）が存する弥生町三丁目周辺を優先的に取り組む地域とする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（情報の管理）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た情報について、双方の同意なしに、第三者に提供してはならない。また、有効期間経過後も同様とする。

（相互協力の考え方）

第5条 甲は、対象地域において、跡地を活用した防災性及び住環境の向上を目指し、まちづくりを迅速かつ着実に行うものとする。

2 乙は、都市の再生に資する国の政策に沿って、都市再生関連のまちづくりに関する実績及び技術・知見を活かして甲を支援し、対象地域のまちづくり及びまちづくりを実現するための事業を推進するものとする。

3 前2項の実施にあたっては、必要に応じて別途甲乙間で協定又は委託契約等を締結し、業務内容、実施期間及びそれらに要する費用負担等について定めるものとする。

4 甲及び乙は、これらの相互協力を円滑に推進するため、役割分担等について十分な調整を行うものとする。

第2章 甲及び乙の役割

(甲の役割)

第6条 甲は、対象地域のまちづくりにおいて、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- 一 整備に関する方針及び計画の策定
- 二 住民・権利者へのまちづくりの情報提供、啓発及び合意形成
- 三 住宅市街地総合整備事業をはじめとする各種補助事業の検討及び実施
- 四 その他、まちづくりを実現するために必要な各種事業等

(乙の役割)

第7条 乙は、甲と協議の上、甲の要請又は委託契約等に基づき、対象地域のまちづくりにおいて、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- 一 整備に関する計画等の策定、住民・権利者へのまちづくりの啓発及び合意形成等の支援
- 二 住宅市街地総合整備事業をはじめとする各種補助事業の検討及び実施の支援
- 三 防災街区整備事業等の事業計画策定及び実施
- 四 その他、乙の制度を活用したまちづくりに資する業務

第3章 雑則

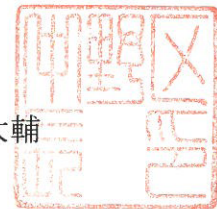
(定めのない事項)

第8条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた時、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、本協定の趣旨を踏まえ、甲及び乙が協議して、これを定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、双方が各1通を保有する。

平成24年3月16日

中野区中野四丁目8番1号
甲 中野区
代表者 中野区長 田中大輔



新宿区西新宿六丁目5番1号
乙 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

本部長

大西誠



別図 (対象地域)

